（削る）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五　令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六　令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第三十三項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第四項第十二号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

ロ　主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とした住宅である場合には、その取得の日以前二十五年以内に建設されたものであること。

ハ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（令第十四条の二第三号の厚生労働省令で定める室）

第一条の十四の三　令第十四条の二第三号の居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものは、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第三号に規定する居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第一条の十四の四　令第十四条の二第四号ロの厚生労働省令で定める基準は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五　令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

（令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の六　令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項第六号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める修繕又は模様替とする。